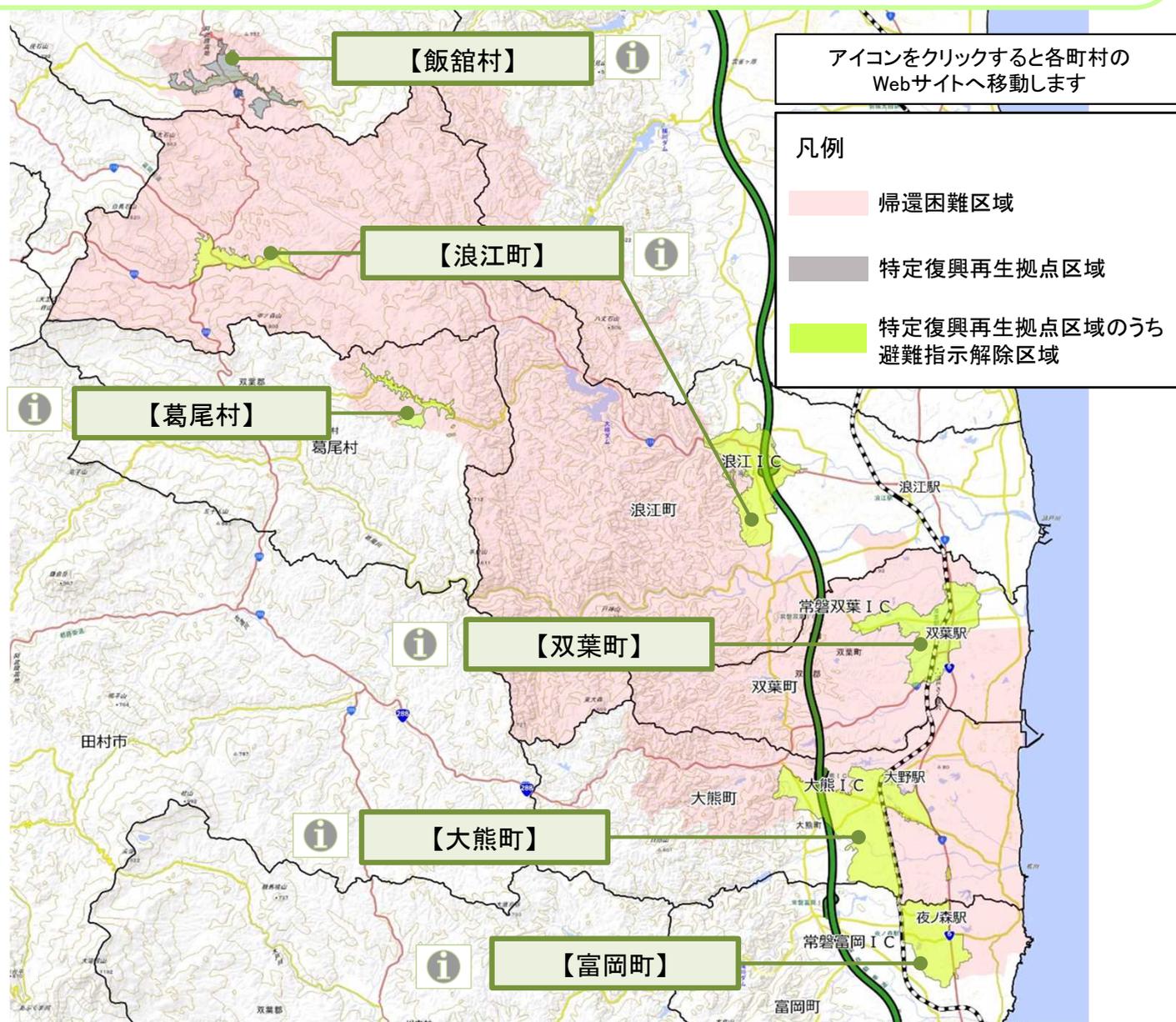


特定復興再生拠点区域整備の進捗状況

概要

- 「特定復興再生拠点区域」は、帰還困難区域内に定められた、避難指示解除を目指し、除染や家屋解体などの環境再生事業をインフラ整備と一体的に進めていく区域です。
- 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成し、同計画を内閣総理大臣が認定します。復興再生に向けて計画を推進しているところです（計画認定から5年を目途に避難指示解除を目指すこととなっています）。
- これまでに、以下6町村の計画が認定され、全ての町村において家屋等の解体・除染等を実施中です。
- 令和4年6月12日に葛尾村、令和4年6月30日に大熊町、令和4年8月30日に双葉町、令和5年3月31日に浪江町、令和5年4月1日に富岡町※の特定復興再生拠点区域で避難指示が解除されました。

※点・線拠点については、別途協議のうえ避難指示が解除される見通し



- ・特定復興再生拠点区域における除染工事の進捗は9割を超えており、概ね実施済みですが、引き続き進捗率の向上に取り組んでいく予定です。

町 村 名	認定日	着工日	避難指示 解除目標	除染進捗 (引き続き進捗率の 向上を図る予定)
双葉町	2017. 9.15	2017.12.25	2022.8.30*	概ね実施済み
大熊町	2017.11.10	2018. 3. 9	2022.6.30*	概ね実施済み
浪江町	2017.12.22	2018. 5.30	2023.3.31*	概ね実施済み
富岡町	2018. 3. 9	2018. 7. 6	2023.4.1*	概ね実施済み
飯舘村	2018. 4.20	2018. 9.28	2023年春頃	概ね実施済み
葛尾村	2018. 5.11	2018.11.20	2022.6.12*	概ね実施済み

※ 双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、葛尾村については、避難指示解除日